

(目的)

第1条 特定非営利活動法人だんだんの樹定款第19条に基づき、理事ならびに監事（以下「役員」という）に支給する月額報酬は、この規程の定めるところによる。

(報酬の支給)

第2条 役員の報酬は、理事長・理事の職務執行の対価として支給するものとする。

2 報酬は、勤務時間及び職務内容を勘案し、理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬の改定)

第3条 報酬の改定は、原則として毎年1回実施する。

(控除金)

第4条 報酬は、源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに会費等を控除し、支給するものとする。

(臨時緊急措置)

第5条 法人の業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決議によって報酬の減額等の措置をこうずることとする。

附則

1 この規定は、令和5年4月1日より施行する。

2 この規定は、令和6年2月1日より改定する。